

処遇改善加算に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひらいるミナル（以下「法人」という。）賃金規程に規定する賃金とは別に、厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度（以下「処遇改善加算」という。）に基づき法人の職員に対し支給する、処遇改善加算金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 処遇改善加算の支給対象者は、正規職員及び契約職員とする。

(支給方法)

第3条 処遇改善加算金の支給方法は、以下の方法で支給するものとする。

- (1) 毎月定額で支給する処遇改善手当
- (2) 毎月定額で支給するベースアップ手当
- (3) 賞与

(支給額)

第4条 支給額については、処遇改善加算及び法人の収益状況等を勘案し理事長が決める。

(在籍の限定)

第5条 処遇改善加算金の支給は、給与および賞与の算定期間に在籍している者を対象とする。

(その他)

第6条 本規程は、厚生労働省が創設した処遇改善加算に基づいて行っているものであることから、処遇改善加算が減額もしくは廃止された際には、法人の経営への影響を勘案し、見直しを検討するものとする。

附 則

この規程は、平成31(令和元)年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年12月1日より一部改訂して施行する。

この規程は、令和6年4月1日より一部改訂して施行する。